

意見の申出の骨子

滋賀県人事委員会

意見の申出のポイント
平成 21 年 6 月の期末・勤勉手当について国の措置（支給の一部凍結）に準じた措置を講じること。

国における措置の内容等

国（人事院）は、平成 21 年民間企業における夏季一時金に関する特別調査の結果に基づき、暫定的な措置として平成 21 年 6 月期の期末・勤勉手当を 0.2 月分を凍結することを勧告

（凍結内容）

職員	現行	凍結後			凍結分		
		計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当
一般職員	2.15 月	1.95 月	1.25 月	0.70 月	0.20 月	0.15 月	0.05 月
特定幹部職員	2.15 月	1.95 月	1.10 月	0.85 月	0.20 月	0.10 月	0.10 月

人事院が行った報告および勧告を踏まえ、本県においても、国家公務員に対する国の特例措置に準じて所要の措置を講ぜられることが適当。

（参考）

1 平成 21 年 6 月期の期末・勤勉手当モデル例

（単位：円）

職階	年齢	扶養親族	凍結措置前	凍結措置後	影響額
主事	25 歳	独身	445,000	404,000	41,000
主任主事	30 歳	配偶者	547,000	496,000	51,000
主査	35 歳	配偶者、子一人	690,000	625,000	65,000
副主幹	40 歳	配偶者、子二人	781,000	708,000	73,000
主幹	45 歳	配偶者、子二人	940,000	852,000	88,000
課長補佐	50 歳	配偶者、子二人	1,008,000	914,000	94,000
課長	55 歳	配偶者、子二人	1,188,000	1,077,000	111,000
部長	58 歳	配偶者	1,576,000	1,430,000	146,000

注 1 大学卒上級採用者を例に、現行条例上支給されることとなる基本給、扶養手当および地域手当を基礎に算出しています。

2 支給額については、千円未満を切り捨てています。

2 過去 10 年間の期末・勤勉手当の年間支給月数の推移

年度	国	滋賀県
平成 11 年度	4.95 月	4.95 月
平成 12 年度	4.75 月	4.75 月
平成 13 年度	4.70 月	4.70 月
平成 14 年度	4.65 月	4.65 月
平成 15 年度	4.40 月	4.40 月
平成 16 年度	4.40 月	4.40 月
平成 17 年度	4.45 月	4.45 月
平成 18 年度	4.45 月	4.45 月
平成 19 年度	4.50 月	4.50 月
平成 20 年度	4.50 月	4.50 月

注 ただし、滋賀県については、平成 19 年度・平成 20 年度において給与抑制措置により上記の月数から 0.025 月分減額して支給されています。